

議案第1号 説明資料

幕別町手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例					改 正 条 例						
○幕別町手数料条例 (平成12年 3月24日 条例第13号) 第1条～第7条 略 別表 (第2条関係)					○幕別町手数料条例 (平成12年 3月24日 条例第13号) 第1条～第7条 略 別表 (第2条関係)						
番号	手数料を徴収する事務	手数料			摘要	番号	手数料を徴収する事務	手数料			摘要
		名称	金額	徴収時期				名称	金額	徴収時期	
1 ～ 17	略					1 ～ 17	略				
18	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをも	戸籍謄抄本又は戸籍の全部事項証明書若しくは個人事項証明書の交付手数料	1通につき 450円	交付のとき		18	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づ	戸籍謄抄本又は戸籍の全部事項証明書若しくは個人事項証明書の交付手数料	1通につき 450円	交付のとき	

現 行 条 例					改 正 条 例						
	って調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付					く戸籍証明書の交付					
19	略				19	略					
					19	戸籍法第120条の3の第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び21の2の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規	戸籍電子証明書提供用識別符号	1件につき 400円	発行 の と き		
					2	く戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び21の2の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規	発行手数料				

現 行 条 例					改 正 条 例				
						定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)			
20	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の	除籍謄抄本又は除籍の全部事項証明書若しくは個人事項証明書の交付手数料	1通につき 750円	交付のとき	20	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第	除籍謄抄本又は除籍の全部事項証明書若しくは個人事項証明書の交付手数料	1通につき 750円	交付のとき

現 行 条 例					改 正 条 例					
	規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付					1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付				
21	略				21	略				
					21	戸籍法第120条の3の第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行 (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))	除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	1件につき 700円	発行 の と き	

現 行 条 例					改 正 条 例					
										<p>における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>
22	<p>戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付</p>	<p>届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書手数料</p>	<p>1 通につき 350 円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1 通につき 1,400 円）</p>	<p>交付のとき</p>	22	<p>戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第</p>	<p>届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書手数料</p>	<p>1 通につき 350 円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1 通につき 1,400 円）</p>	<p>交付のとき</p>	

現 行 条 例					改 正 条 例				
23	戸籍法第48条第2項 (同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類を閲覧に供する事務	届書その他の書類の閲覧手数料	書類1件につき 350円	閲覧のとき					
23	戸籍法第48条第2項 (同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	届書その他の書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料	1件につき 350円	閲覧のとき					
24 ～ 58	略				24 ～ 58	略			
備考 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ左欄に規定する法律(これに基づく法令を含む。)若しくは政令又は条例(これに基づく規則を含む。)若しくは規則における用語の意義及び字句の意味によるものとする。					備考 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ左欄に規定する法律(これに基づく法令を含む。)若しくは政令又は条例(これに基づく規則を含む。)若しくは規則における用語の意義及び字句の意味によるものとする。				